

国家発展改革委員会 商務部 人民銀行 外交部

域外投資の方向をさらに指導、規範化する指導意見についての通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年8月4日、国家発展改革委員会・商務部・人民銀行・外交部は国務院弁公庁からの転送を受け、「域外投資の方向をさらに指導、規範化する指導意見についての通知」(国弁発[2017]74号、以下「本通知」)を公布しました。中国内企業による域外への投資を、奨励類、制限類及び禁止類に分類し、投資の方向を規範化することで、リスクを抑えながら域外投資を発展させることを目的としています。

1. 政策の背景

2000年以降、中国は中国内企業が域外において発展する「走出去」戦略を国家戦略として推進する中で、域外直接投資(Oversea Direct Investment、以下「ODI」)に関わる緩和も進めてきました(政策公布経緯は図表1ご参照)。2004年に初めてODIについて規範化された後、制度の整備も徐々に進み、企業によるODIの規模も拡大してきました。商務部が公表したデータによれば、2017年1月～7月の域内投資者による域外(金融類を除く)への直接投資額は572億米ドルに及んでいます。

一方、ODIが発展するにつれ、不動産やホテル、映画館、娯楽業、スポーツチーム等の分野への、非理性的な金額の大きいODIが散見されるようになりました。これらの資本流出は中国の金融秩序に相応の影響を与えていると考えられています。

こうした背景を踏まえ、ODIの主管部門である国家発展改革委員会・商務部は外交部・人民銀行と連名で本通知を公布しました。ODIに対する指導を強化することでリスクをヘッジしながらも、国内・国外の市場・資源をさらに活用し、企業によるODIが円滑に発展していくことを企図するものです。

【図表1 近年の域外直接投資に関連する政策推移】

項目	詳細内容
2009年7月 「域内機構による域外直接投資外貨管理規定」(匯発[2009]30号 国家外貨管理局公布)	外貨建 ODI の原資、外貨登録、資金拠出、事前関連費用、配当利益、年度検査、罰則など域外投資に関する外貨関連の諸規制を明確化
2011年1月 「域外直接投資人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行公告[2011]第1号 中国人民銀行公布)	人民元建 ODI に係わる事前関連費用、配当利益、ODI に対する銀行の域外貸付、データ申告、モニタリングなどの取扱について規定
2012年11月 「直接投資外貨管理政策を更に改善・調整することに関する通知」(匯発[2012]59号 国家外貨管理局公布)	外貨建 ODI の外貨登記、事前関連費用、非貨幣出資、再投資備案(届出)、配当利益などの取扱について明確化
2013年12月 「政府核准の投資項目目録(2013年版)」(国発[2013]47号 国務院公布)	ODI の許認可手続簡素化(一般プロジェクトは核准(認可)制→備案(届出)制)

2014年1月	「資本項目外貨管理政策を更に改善と調整することに関する通知」(匯発[2014]2号 国家外貨管理局公布)	外貨建 ODI の事前関連費用について一部規定(例: 枠の規制廃止、還流期限など)を改定
2014年9月	「域外投資管理弁法」(商務部令 2014 第3号 商務部公布)	国発[2013]47号通達を具体化すべく、商務部令 2009 第5号を廃止し、ODI の許認可手続、日常管理などの規定を修正

2. 政策の内容

本通知では、企業の ODI に対する分類管理が必要と強調しています。奨励類の ODI に対し、税収、外貨取扱、保険、通関、情報等、多方面でサービス水準を向上させ、利便化を進める一方、制限類業種に対しては、企業が参入を慎重に判断するよう指導し、情勢に合わせて必要な制限を加えるとしています。禁止類の ODI は、企業による参入を厳格にコントロールします。奨励類、制限類、禁止類の分類基準は下記図表 2 をご参照下さい。

【図表 2】ODI の分類基準

奨励類の域外投資
1) 「一帯一路」建設・周辺インフラ及び関連のあるインフラへの ODI を重点的に推進する 2) 優れた生産能力や高品質の装備、技術基準の輸出に関わる ODI を着実に展開する 3) 域外のハイテク技術、先進製造業企業との投資協力を強化、域外の研究開発センター設立を奨励する 4) 経済効果・利益を慎重に評価した上で、域外の天然ガス、鉱物等エネルギー資源の採掘、開発に参与する 5) 農業の対外協力を重点的に拡大し、農林牧畜漁等の領域において相互に利益のある投資協力を展開する 6) 商貿、文化、物流等、サービス領域における秩序ある ODI を推進する 条件に合致する金融機構が域外において分支機構・サービスネットワークを構築し、法に則って業務を展開することを支持する
制限類の域外投資
1) 中国と国交が無い国家、戦争中の国家、中国が締結している多国間条約、協議規定により制限が必要なセンシティブな国家および地域における ODI ※ 2) 不動産、ホテル、映画館、スポーツチーム運営事業等の ODI ※ 3) 域外における実業プロジェクトを伴わない投資ファンド、あるいは投資プラットフォームの設立 ※ 4) 出資先の所在国の技術基準が要求に合致しない生産設備を用いて展開される ODI 5) 投資目的が、国の環境保護、エネルギー管理、安全基準に合致しない ODI ※ 域外投資主管部門による審査を経なければならない
禁止類の域外投資
1) 国家による批准を経していない軍事工業のコア技術、生産品の輸出に関わる ODI 2) 中国にて輸出が禁止されている技術、工芸、生産品にかかわる ODI 3) ギャンブル、風俗などにかかわる ODI 4) 中国が締結あるいは参加する国際条約・規定において禁止されている ODI 5) その他国家利益及び国家安全に危害を与える、あるいは与える可能性のある ODI

3. 企業への影響

本通知の公布により、一部の ODI に対し分類管理を適用し、制限をすることとなりましたが、ODI に対する取組みの方向性は開放、利便化を推進していく方向で変わっていません。特に、中国の重要戦略のひとつである「一帯一路」関連の投資は ODI を通じて更に発展するよう、奨励類としてリストアップされています。

現状、ODI の取組主体は外商投資企業によるものは少なく、民営企業や国有企業による ODI が多くなっています。外商投資企業は海外親会社より ODI 実行が可能であることが要因となっています。ただし、中国現地法人の余剰資金活用の方法のひとつとして、今後、ODI が有効となる可能性があります。

本通知によれば、制限類の ODI 実行前には、当局からの審査・批准が必要とされていますが、具体的な手続については規定されておらず、細則の公布が待たれます。引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国务院办公厅转发 国家发展改革委商务部人民银行外交部关于 进一步引导和规范境外投资方向指导意见的 通知 国办发〔2017〕74号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各 部委、各直属机构： 国家发展改革委、商务部、人民银行、外交 部《关于进一步引导和规范境外投资方向的 指导意见》已经国务院同意，现转发给你们， 请认真贯彻执行。 国务院办公厅 2017年8月4日</p> <p>关于进一步引导和规范境外投资方向的指导 意见 国家发展改革委 商务部 人民银行 外交 部</p> <p>近年来，我国企业境外投资步伐明显加快， 规模和效益显著提升，为带动相关产品、技 术、服务“走出去”，促进国内经济转型升级， 深化与相关国家互利合作，推进“一带一路” 建设和开展国际产能合作发挥了重要作用。 当前国际国内环境正在发生深刻变化，我国 企业开展境外投资既存在较好机遇，也面临 诸多风险和挑战。为加强对境外投资的宏观 指导，进一步引导和规范境外投资方向，推 动境外投资持续合理有序健康发展，有效防 范各类风险，更好地适应国民经济与社会发 展需要，现提出以下意见：</p> <p>一、指导思想 全面贯彻党的十八大和十八届三中、四中、 五中、六中全会精神，深入贯彻习近平总书 记系列重要讲话精神和治国理政新理念新思 想新战略，认真落实党中央、国务院决策部 署，统筹推进“五位一体”总体布局和协调 推进“四个全面”战略布局，坚持以人民为 中心的发展思想，坚持稳中求进工作总基调，</p>	<p>國務院弁公庁転送 国家發展改革委 商務部 人民銀行 外交部 域外投資の方向をさらに指導し、規範化する指導意見につ いての通知 国弁発[2017]74号</p> <p>各省、自治区、直轄市人民政府、國務院各部委、各直 属機構 国家發展改革委員會、商務部、人民銀行、外交部「域 外投資の方向をさらに指導、規範化する指導意見」を 國務院の同意を経て、ここに転送する。しっかり執行 すること</p> <p>國務院弁公庁 2017年8月4日</p> <p>域外投資の方向をさらに指導、規範化する指導意見 国家發展改革委 商務部 人民銀行 外交部</p> <p>近年来、中国企業の域外投資の加速化が顕著となり、 域外投資の規模、収益が拡大している。域外投資は 関連製品、技術、サービスの「走出去」をすすめ、 国内経済の構造転換・グレードアップを促進し、 関連国家との協力を深化し、「一带一路」の建設、 国際産業協働による能力の発揮を推進する。近年、 国内外環境が大きく変化している中、中国企業によ る域外投資の展開に良い機会がある一方、多くのリ スク、チャレンジに直面することにもなっている。 域外投資のマクロ的な指導を強化するため、域外 投資の方向をさらに指導し、規範化し、域外投資を 持続的、合理的に、秩序をもって、健全に発展させ、 各種リスクを防止し、国民経済と社会発展のニーズ に適應させる。ここに以下の通り意見を提出する：</p> <p>一、指導思想 党の十八大会議及び十八期三中、四中、五中、六 中全会精神を貫徹し、習近平総書記の一連の重要 な講話精神及び治国理政の新理念、新思想、新 戦略を深く貫徹し、党中央、國務院の政策決定 部署の「五位一体」の総合企画を推進し、「4つ の全面」の戦略を協調して推進し、人民を中心と する発展思想を維持し、安定の中に発展を求め る業務基調を維持し、刷新、協調、環境保護、開 放、共有の発展理念を堅持し、相互</p>

牢固树立和贯彻落实创新、协调、绿色、开放、共享的发展理念，坚定奉行互利共赢的开放战略，不断创造更全面、更深入、更多元的对外开放格局，以供给侧结构性改革为主线，以“一带一路”建设为统领，深化境外投资体制机制改革，进一步引导和规范企业境外投资方向，促进企业合理有序开展境外投资活动，防范和应对境外投资风险，推动境外投资持续健康发展，实现与投资目的国互利共赢、共同发展。

二、基本原则

一坚持企业主体。在境外投资领域充分发挥市场在资源配置中的决定性作用和更好发挥政府作用，以企业为主体、市场为导向，按照商业原则和国际惯例开展境外投资，企业在政府引导下自主决策、自负盈亏、自担风险。

一坚持深化改革。创新体制机制，提高境外投资便利化水平，深入推进简政放权、放管结合、优化服务改革，坚持以备案制为主的境外投资管理方式，在资本项下实行有管理的市场化运行机制，按“鼓励发展+负面清单”模式引导和规范企业境外投资方向。

一坚持互利共赢。引导企业充分考虑投资目的国国情和实际需求，注重与当地政府和企业合作开展互利合作，创造良好的经济社会效益，促进互惠互利、合作共赢。

一坚持防范风险。坚持稳中求进工作总基调，统筹国家经济外交整体战略，坚持依法合规，合理把握境外投资重点和节奏，积极做好境外投资事前、事中、事后监管，切实防范各类风险。

三、鼓励开展的境外投资

支持境内有能力、有条件的企业积极稳妥开展境外投资活动，推进“一带一路”建设，深化国际产能合作，带动国内优势产能、优质装备、适用技术输出，提升我国技术研发

に利益がある開放戦略を維持する。更なる全面的で、深化し、多元化した對外開放の組立を創造し、供給側構造改革を主軸とし、「一帯一路」の建設を筆頭に、域外投資体制のメカニズム改革を深化し、企業の域外投資方向をさらに指導し、規範化し、企業の合理的で秩序ある域外投資活動を行うことを促進し、域外投資リスクを防止、対応し、域外投資が持続的、健全に発展することを促進し、投資目的国と相互に利益がある、共同発展を実現する

二、基本原则

——企業主体を重視する。域外投資領域において、資源配置を決定する市場の役割を十分に発揮するとともに、政府の役割もよく発揮し、企業を主体として、市場原理を遵守する方向に、商業原則及び国際慣例に基づいて域外投資を展開する。企業は政府指導のもと、自主的に方針を決定し、自ら損益の責任をもち、リスクを自ら負担する

——深化改革を維持する。体制メカニズムを刷新し、域外投資の利便化水準を高め、政務簡素化、権限委譲、開放管理の結合、サービス最適化改革をさらに推進し、備案(届出)制を主とする域外投資管理方式を維持し、資本項目において管理された市場化運営メカニズムを実行し、「発展奨励+ネガティブリスト」モデルに基づき企業の域外投資の方向を指導、規範化する

——相互利益を維持する。企業が投資目的国の情勢及び実際の需要を十分に考慮するように指導、地元政府及び企業との互いに利益のある協働を展開することを重視するよう指導、良好な経済社会収益を創造し、相互に利益のある協働を促進する

——リスク防止を維持する。安定の中進展を求める業務基礎を維持し、国家経済外交の全体戦略を総合的に企画し、法に則って合法的に域外投資の重点及びペースを合理的に把握し、域外投資の事前、事中、事後の監督管理を積極的にを行い、各種リスクをしっかりと防止する

三、展開を奨励する域外投資

域内において能力、条件を有する企業が域外投資活動を積極的に、着実に展開する。「一帯一路」建設の推進し、国際産業能力協働を深化し、国内優勢生産能力、質の高い設備、適正技術の輸出を推進し、中国技術研究開発、製造能力を高

<p>和生产制造能力，弥补我国能源资源短缺，推动我国相关产业提质升级。</p>	<p>め、中国エネルギー資源の不足を補完し、関連する産業の質をグレードアップすることを推進する。</p>
<p>(一) 重点推进有利于“一带一路”建设和周边基础设施互联互通的基础设施境外投资。</p>	<p>(一) 一帯一路建設、周辺インフラと相互連絡できるインフラの域外投資を重点的に推進する</p>
<p>(二) 稳步开展带动优势产能、优质装备和技术标准输出的境外投资。</p>	<p>(二) 優勢生産能力、高品質装備、技術標準輸出にかかわる域外投資を穏やかに展開する</p>
<p>(三) 加强与境外高新技术和先进制造业企业的投资合作，鼓励在境外设立研发中心。</p>	<p>(三) 域外のハイテク技術、先進製造業企業との投資協働を強化し、域外における研究開発センターの設立を奨励する</p>
<p>(四) 在审慎评估经济效益的基础上稳妥参与境外油气、矿产等能源资源勘探和开发。</p>	<p>(四) 経済効果と利益を慎重に評価した上で、域外天然ガス、鉱物などエネルギー資源の採掘と開発に着実に参加する</p>
<p>(五) 着力扩大农业对外合作，开展农林牧副渔等领域互利共赢的投资合作。</p>	<p>(五) 農業對外合作を着実に拡大し、農業、林業、牧畜、漁業等の領域で相互に利益のある投資協働を展開する</p>
<p>(六) 有序推进商贸、文化、物流等服务领域境外投资，支持符合条件的金融机构在境外建立分支机构和服务网络，依法依规开展业务。</p>	<p>(六) 商貿、文化、物流等サービス領域における秩序ある域外投資を推進し、条件に合致する金融機構が域外において分支機構及びサービスネットワークを構築し、法に則って業務を展開することを支持する</p>
<p>四、限制开展的境外投资 限制境内企业开展与国家和平发展外交方针、互利共赢开放战略以及宏观调控政策不符的境外投资，包括：</p>	<p>四、展開を制限する域外投資 域内企業が国家の平和発展外交方針、相互利益のある開放戦略及びマクロコントロール政策に合致しない域外投資を展開することを制限する。以下が含まれる：</p>
<p>(一) 赴与我国未建交、发生战乱或者我国缔结的双多边条约或协议规定需要限制的敏感国家和地区开展境外投资。</p>	<p>(一) 中国と国交を交えていない、戦乱が発生している、或は中国が締結している多国間条約・協議規定により制限が必要なセンシティブな国家・地域における域外投資の展開</p>
<p>(二) 房地产、酒店、影城、娱乐业、体育俱乐部等境外投资。</p>	<p>(二) 不動産、ホテル、映画館、スポーツチームなどへの域外投資</p>
<p>(三) 在境外设立无具体实业项目的股权投资基金或投资平台。</p>	<p>(三) 域外における実業プロジェクトを伴わない持分投資ファンドあるいは投資プラットフォームの設立</p>
<p>(四) 使用不符合投资目的国技术标准要求的落后生产设备开展境外投资。</p>	<p>(四) 投資目的国の技術標準要求に合致しない旧型の生産設備を用いた域外投資の展開</p>
<p>(五) 不符合投资目的国环保、能耗、安全</p>	<p>(五) 投資目的国の環境保護、エネルギー消費、安全基準に</p>

<p>标准的境外投资。 其中，前三类须经境外投资主管部门核准。</p> <p>五、禁止开展的境外投资</p> <p>禁止境内企业参与危害或可能危害国家利益和国家安全等的境外投资，包括：</p> <p>（一）涉及未经国家批准的军事工业核心技术和产品输出的境外投资。</p> <p>（二）运用我国禁止出口的技术、工艺、产品的境外投资。</p> <p>（三）赌博业、色情业等境外投资。</p> <p>（四）我国缔结或参加的国际条约规定禁止的境外投资。</p> <p>（五）其他危害或可能危害国家利益和国家安全的境外投资。</p> <p>六、保障措施</p> <p>（一）实施分类指导。对鼓励开展的境外投资，要在税收、外汇、保险、海关、信息等方面进一步提高服务水平，为企业创造更加良好的便利化条件。对限制开展的境外投资，要引导企业审慎参与，并结合实际情况给予必要的指导和提示。对禁止开展的境外投资，要采取切实有效的措施予以严格管控。</p> <p>（二）完善管理机制。加强境外投资真实性、合规性审查，防范虚假投资行为。建立境外投资黑名单制度，对违规投资行为实施联合惩戒。建立部门间信息共享机制。指导境内企业加强对其控制的境外企业的监督和管理，建立健全境外投资决策、财务管理和违规责任追究制度。建立国有企业境外投资资本金制度。完善国有企业境外投资审计制度，维护境外国有资产安全。</p>	<p>合致しない域外投資 その中、前の三類は域外投資主管部門の審査・批准を経なければならぬ</p> <p>五、展開を禁止する域外投資</p> <p>域内企業が国家利益・国家安全を脅かす、もしくは脅かす可能性がある域外投資を禁止する。以下を含む：</p> <p>（一）国家批准を経ていない軍事工業コア技術及び生産品輸出にかかわる域外投資</p> <p>（二）中国において輸出が禁止されている技術、工芸、生産品に関する域外投資</p> <p>（三）ギャンブル、風俗等の域外投資</p> <p>（四）中国が締結あるいは参加している国際条約において禁止されている域外投資</p> <p>（五）其他国家利益及び国家安全を脅かす、もしくは脅かす可能性がある域外投資</p> <p>六、保障措置</p> <p>（一）分類指導を実施する。展開が奨励される域外投資は、税収、外貨取扱、保険、税関、情報等の面において、サービスレベルを高めることによって、企業に更に良好な利便化条件を創造する。展開を制限される域外投資は、企業が慎重に参入するよう指導するとともに、実際の状況に合わせ、必要な指導及び提示を与える。展開が禁止される域外投資は、適切で有効な措置を採用し、厳格にコントロールしなければならない。</p> <p>（二）管理メカニズムを改善する。域外投資の真実性、合法性審査を強化し、虚偽の投資行為を防止する。域外投資のブラックリスト制度を確立し、規定違反の投資行為に対して、連合して懲戒する。部門間の情報共有体制を確立する。域内企業が支配する域外企業への監督管理の指導し、健全な域外投資政策決定、財務管理、違法責任追及制度を確立する。国有企業の域外投資資本金制度を確立する。国有企業域外投資の審査制度を改善し、域外における国有資産の安全性を維持する</p>
--	---

<p>(三) 提高服务水平。制定境外投资经营行为规范, 引导企业建立健全境外合规经营风险审查、管控和决策体系, 深入了解境外投资合作政策法规和国际惯例, 遵守当地法律法规, 合法经营。加强与有关国家在投资保护、金融、人员往来等方面机制化合作, 为企业开展境外投资创造良好外部环境。支持境内资产评估、法律服务、会计服务、税务服务、投资顾问、设计咨询、风险评估、认证、仲裁等相关中介机构发展, 为企业境外投资提供市场化、社会化、国际化的商业咨询服务, 降低企业境外投资经营风险。</p>	<p>(三) サービスレベルを高める。域外投資経営の行為規範を制定し、企業が健全な域外のコンプライアンス経営リスク審査やコントロール、方針決定のシステムを構築し、域外投資協働に関わる政策法规及び国際慣例を深く理解し、当地の法規を遵守し、合法的に経営するよう指導する。投資保護、金融、従業員往来などの方面における関連国家とのメカニズム協働を強化し、企業が展開する域外投資に対する、良好な外部環境を創造する。域内資産評価、法律サービス、会計サービス、税務サービス、投資顧問、設計コンサルタント、リスク評価、認証、仲裁等、関連する仲介機構の発展を支援し、企業の域外投資に市場化、社会化、国際化の商業コンサルティングサービスを提供し、企業の域外投資に関わる経営リスクを低減する。</p>
<p>(四) 强化安全保障。定期发布《国别投资经营便利化状况报告》, 加强对企业赴高风险国家和地区投资的指导和监督, 及时警示和通报有关国家政治、经济和社会重大风险, 提出应对预案和防范措施, 切实维护我国企业境外合法权益。督促企业开展境外项目安全风险评估, 做好项目安全风险预测应对, 建立完善安保制度, 加强安保培训, 提升企业境外投资安全风险防范能力。</p>	<p>(四) 安全保障を強化する。「国別投資経営利便化状況報告」を定期的に公布し、高リスク国家及び地域における企業の域外投資への指導と管理監督を強化し、関連国家の政治、経済及び社会重大リスクを遅滞なく警告・通報し、対応案及び防止方法を提示し、中国企業の域外の合法的な権益を維持する。企業が域外プロジェクト安全リスク評価を展開することや、プロジェクト安全リスク予測対応を行うことを促し、安全保障制度を改善する。安全保障訓練を強化し、域外投資の安全リスク防止能力を高める。</p>
<p>各地区、各部门要按照本意见要求, 合理把握境外投资的方向和重点, 切实加强组织领导和统筹协调, 落实工作责任, 抓紧制定出台配套政策措施, 扎实推进相关工作, 确保取得实效。</p>	<p>各地区、各部門は本意見の要求に基づいて、域外投資の方向及び重点を合理的に把握し、組織指導及び総合的な企画を適切に強化し、業務責任を遂行しなければならない。一連の政策措置を早急に制定し、関連業務を確実に推進し、実際の効果の取得を確保すること。</p>

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室